

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第4区分
 【発行日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【公開番号】特開2016-13037(P2016-13037A)
 【公開日】平成28年1月21日(2016.1.21)
 【年通号数】公開・登録公報2016-005
 【出願番号】特願2014-134811(P2014-134811)
 【国際特許分類】

B 6 0 L 15/40 (2006.01)

B 6 1 L 3/12 (2006.01)

B 6 1 L 23/14 (2006.01)

【F I】

B 6 0 L 15/40 J

B 6 0 L 15/40 D

B 6 1 L 3/12 Z

B 6 1 L 23/14 Z

B 6 1 L 3/12 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月30日(2017.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

地上子から受信される信号機IDと同じ信号機IDを送信する無線機から現示情報が受信された場合に、当該現示情報に基づいて、所定の停止点で停車可能なように列車の速度を制御する

自動列車停止装置。

【請求項2】

前記列車の先頭が前記停止点を越えた後に前記無線機から受信した現示情報については、当該現示情報に基づく前記列車の速度の制御を行わない

請求項1に記載の自動列車停止装置。

【請求項3】

前記列車の先頭が前記停止点を越えた後に前記無線機から受信した現示情報が停止現示を示す情報である場合に、当該現示情報に基づく前記列車の速度の制御を行わない

請求項1に記載の自動列車停止装置。

【請求項4】

前記地上子から信号機IDとともに、現示に応じた前記停止点までの距離を示す距離情報が受信された場合に、当該距離情報と前記無線機から受信される現示情報とに基づいて前記列車の速度の制御を行う

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の自動列車停止装置。

【請求項5】

前記無線機から現示情報とともに、現示に応じた前記停止点までの距離を示す距離情報が受信された場合に、当該距離情報と前記無線機から受信される現示情報とに基づいて前記列車の速度の制御を行う

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の自動列車停止装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の請求項 1 に係る自動列車停止装置は、地上子から受信される信号機 ID と同じ信号機 ID を送信する無線機から現示情報が受信された場合に、当該現示情報に基づいて、所定の停止点で停車可能なように列車の速度を制御する。

本発明の請求項 2 に係る自動列車停止装置は、請求項 1 に記載の構成において、前記列車の先頭が前記停止点を超えた後に前記無線機から受信した現示情報については、当該現示情報に基づく前記列車の速度の制御を行わないことを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の請求項 3 に係る自動列車停止装置は、請求項 1 に記載の構成において、前記列車の先頭が前記停止点を超えた後に前記無線機から受信した現示情報が停止現示を示す情報である場合に、当該現示情報に基づく前記列車の速度の制御を行わないことを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の請求項 4 に係る自動列車停止装置は、請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の構成において、前記地上子から信号機 ID とともに、現示に応じた前記停止点までの距離を示す距離情報が受信された場合に、当該距離情報と前記無線機から受信される現示情報とに基づいて前記列車の速度の制御を行うことを特徴とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の請求項 5 に係る自動列車停止装置は、請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の構成において、前記無線機から現示情報とともに、現示に応じた前記停止点までの距離を示す距離情報が受信された場合に、当該距離情報と前記無線機から受信される現示情報とに基づいて前記列車の速度の制御を行うことを特徴とする。